

厚木市農業体験農園開設事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者が自ら開設し、経営する農業体験農園に対し、予算の範囲内で厚木市農業体験農園開設事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「農業体験農園」とは、農業者が農業経営の一環として開設する農園であって、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項第1号ロに規定する農園利用方式に準じて開設される農園をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業体験農園を開設する農業者
- (2) 農業体験農園を開設する農業者団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、農業体験農園の開設に当たり必要な別表第1に定める施設等の整備費及び別表第2に定める農機具等の購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、対象経費の総額の2分の1に相当する金額とし、1農園当たり2,000,000円を限度として交付するものとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請する対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（予算・収支計画を含む。）
- (2) 区画図及び施設配置図
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 公図
- (5) 見積書又はカタログ等
- (6) 申請者が団体の場合にあつては、団体の規約及び名簿

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたものについて補助金の交付を決定するものとする。この場合において市長は、交付決定に際して必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更及び中止の申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長にその旨を申請し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査の上適当

と認めるときは、事業計画変更（中止）承認通知書（第4号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（補助金の概算払）

第9条 規則第9条第1項ただし書きの規定により、補助事業の円滑な推進を図るため、必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部又は全部を交付すること（以下「概算払」という。）ができる。

2 補助事業者は前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業実績の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8条の規定により当該補助事業を中止したときを含む。）は、事業実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 領収書等証票書類の写し
- (3) 完成した施設の写真

（財産処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反し利用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	内容
パイプハウス	育苗等の農業用施設（簡易的なもの）
給水設備	立水栓等の農業用水設備
簡易トイレ	屋外用トイレ
農具置場	農機具、農業用資材等の収納用
休憩場所	日よけ等簡易の休憩場所
看板	農園表示看板、連絡用掲示板、区画表示板
杭	区画杭
その他農業体験農園の開設に必要と認められるもの	

別表第2（第4条関係）

項目
鍬
スコップ
移植ゴテ
鎌
バケツ
ジョウロ
一輪車
噴霧器
ふるい
<small>じょれん</small> 鋤簾（草削り）
レーキ（とんぼ）
支柱
その他農業体験農園の開設に必要と認められるもの